

平成 28 年度第 2 回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

平成 29 年 2 月 8 日（水）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで

2 開催場所

岩手県公会堂 21 号室（盛岡市内丸 11-2）

3 出席者

(1) 委員（8 名出席）

渡辺 正和 委員長、石川 奈緒 委員、磯田 朋子 委員、菊池 信弥 委員、佐藤 善男 委員、
新井田 信也 委員、村上 素子 委員、山田 佳奈 委員

(2) 県側出席者

（総務部）大槻理事兼総務部副部長兼総務室長、稲葉総務室入札課長

（医療局）千葉経営管理課総務担当課長

ほか抽出工事説明職員

4 開会

事務局から開会を宣言し、定足数を充足しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶（大槻理事）

平成 28 年度第 2 回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、御多忙のところ、御出席いただきまして本当にありがとうございます。

東日本大震災津波の発災から間もなく 6 年になり、この間、県では、復興実施計画に基づき、復興に取り組んできたところであり、入札不調への対策など、復興工事に影響を与えないよう関係部局等と連携を図りながら、対応して参ったところでございます。

入札不調につきましては、平成 25、26 年度の 21%がピークでございまして、徐々に低下傾向にございますが、今後、昨年の台風 10 号による被災地域の復旧工事も本格化して参るところでございます。引き続き、情勢を注視しながら、的確に対応して参りたいと考えております。

また、県では、現在、復興計画上、さらなる展開への連結期間となる第 3 期復興実施計画を策定しているところでございまして、平成 29 年度は、復興事業の総仕上げをみすえ、また、更に先を見据えた地域振興に取り組んでいく重要な年と位置付けてございます。

一日も早い復興を目指し、全力で取り組むとともに、台風 10 号で被災した地域の復旧・復興についても着実に進めて参りたいと考えてございます。

本日の委員会では、平成 28 年 8 月から 11 月までの契約工事について、御審議いただくこととしてございます。

御審議の中で委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえまして、今後の取組に生かして参りたいと存じますので、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

6 議事（議長：渡辺委員長）

この入札適正化委員会の目的ですが、県の行う入札、そして契約に関してその透明性を高めるとともに公正な競争性を確保するため設置されているということを再確認して今日の審議に当たっていきたいと思います。

議事に入ります前に、会議の公開の取扱いについて確認します。

本日の議題につきましては、「会議の公開に関する取扱い」に基づく苦情及び談合情報等の非公開とする議題がないことから、全て公開としますので予め御了解願います。

なお、議事の(2)「抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について」の審議のうち、本日、追加でお手元に配布しました資料No.7-2 及び 9-2 は、非開示とする資料ですので、各委員におかれては御了解願います。

(1) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

【事務局から説明】

ア 入札方式別発注工事の状況について（資料 No. 1～4）

イ 指名停止等の措置状況について（資料 No. 5）

【質疑等】

【菊池委員】

個別の工事についてですけれども、22/26 ページの普通会計の随意契約 19 番の工事ですが、これの請負率が 33.41% となっていますが、予定価格が 276 万 8 千円、契約金額が 92 万 5 千円とトータルの金額は小さい工事ですが予定価格と契約金額はなぜこんなに差があるのでしょうか。

（事務局）

工事については入札の結果のとおりの金額、請負率です。工事の内容についても緊急工事ということで随意契約となっています。他の入札状況も 7 割位の入札などほかにもあって、特にこの業者が 33% 位で落札したということで間違いというか過度なものではないと考えています。

【菊池委員】

疑問ですが、これで業者は利益が出るのでしょうか。出なくてもよいという判断なのでしょうか。随意契約には下限というものが無いのでしょうか。入札契約だと失格基準価格とか調査基準価格がありますが、随意契約にはそういうものは無いのでしょうか。これだと普通では利益が出ないと思うのですが。

（事務局）

これについては 7 者から見積りがあったわけですが、おそらく、利益度外視で入札したのかなと思われまます。工事契約の性質上、下限であるとか失格ということは規定にはありませんので、価格競争で最低の価格で入札したものが落札者となったということです。

【菊池委員】

そうすると利益が出なくてもよいという考えになりますが、県とすれば、業者が利益を度外視しても金額を提示したのでそれでいいということなんでしょうか。入札だと最低価格とか決めて業者の利益を確保しているということですがけれども随意契約でそうならないのはどういうことでしょうか。

（事務局）

一般の競争入札では、御承知のとおり調査基準価格であるとか失格基準を設けるわけですが、随意契約という範疇で行われたということで、価格競争で判断したということになります。

【菊池委員】

利益を無視して入れてくる、そういうものこそ排除というか、そういうことのないように入札、これは入札ではないが適正化委員会というものがあるし、入札制度というものがあると思うのですが、果たして採算度外視したものを受け入れていいのかということを考えてもよいのではないのでしょうか。

【渡辺委員長】

採算度外視かどうかということをお県の方から聞くことはあるのでしょうか。

(事務局)

契約する段階でそこまで調査することにはなっていませんが、やり取りの中で本当にこの金額で大丈夫なのかとか、施工能力があるのかとかは工事の監督の中で確認されていくことは可能ですので、その中で必要な場合は指導や発注者からの指示とかは可能ですので、そこで保たれるかなと考えます。

【渡辺委員長】

菊池委員から指摘のあった件ではそのようなやり取りはしていないということでしょうか。

(事務局)

工事担当の土木センターの職員は本日来ていないので、確認しながら追跡していきたい。

【渡辺委員長】

菊池委員からの意見を踏まえて業者とのやり取りについて参考にしていただければと思います。

私から1点質問させていただきます。資料No.5、指名停止に関することですが、1番の暴排条例に基づく勧告があったということでの指名停止ですが、暴排条例による勧告があったということは担当部局ではどうやって情報をつかんでいるのでしょうか。

(事務局)

県の中で暴力団が関係するような事案が生じた場合には県警と知事の間で通報することになっています。県の契約から建設工事に限らず請負契約ですとか物品の納品ですとか、そういったものを排除するために通知することになっていて、それで入手することができます。あとは、新聞報道で先に報道されるという場合もありますので、新聞で情報を得て、その後警察から通報があるといった流れになります。

【渡辺委員長】

新聞情報がない時どうするのかなど思ったものですから、そういった通報制度があるということであれば承知しました。

【新井田委員】

資料No.5で4番と6番で同じ会社が2社ありますが、鹿島道路と世紀東急工業。これらは指名停止期間は重ならないのでしょうか。

(事務局)

指名停止の期間については、措置済みのものに加えるのではなくて、新たに認定した日から起算することになりますので、それが前の指名停止期間中であれば、そこからまた次の措置要件を重ねる取扱いになります。繋げるのではなくて、2件あれば新たな認定の日からまた必要な期間を措置していくことになります。

【渡辺委員長】

ほかに質問がなければ議事2に移ります。

(2) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【渡辺委員長】

次に、抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等の審議になります。今回の審議の対象となる工事については、村上委員に抽出していただいておりますので、村上委員から御報告をお願いします。

抽出工事の選定について報告（資料No.6）

【村上委員】

昨年の12月28日に事務局から提出された資料を基に対象工事を抽出いたしました。対象工事は、それぞれ資料No.2から資料No.4までの工事のうちから選定し、WTO対象工事の一般競争入札から1件、予定価格1億円以上の条件付一般競争入札から1件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出にあたりましては、予定価格の大小、落札率の高低、総合評価落札方式、工事業種及び地域・発注機関のバランスを考慮し抽出いたしました。

以上により、お手元の資料No.6のとおり、4件の工事を抽出いたしましたので報告します。

【担当部局から説明】

主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋上部工工事（資料No.7）

【質疑等】

【新井田委員】

13ページの入札調書ですが、入札額が調査基準価格と同じものが2件、29億2,345万7,400円の金額が4件同じ数字であります。これは材料とか労務、工数とかそういったものは決まっているのでしょうか。これだけ同じ数字になるというのはどういった要因が考えられますか。

（事務局）

設計にあたっては共通の積算基準であるとかそういうものを基に行われていますので、金額については標準的なものは定まっているといったところです。業者の実績とか実例、技術力とか価格で差が出ているのかなと思います。

【新井田委員】

毎回同じような質問をしているが、今回は同じ数字が出ているものですから。

（事務局）

もう少し説明しますと、例規集の20-2ページ、第3に「調査基準価格の設定」というのがあります。ここで調査基準価格の決め方を定めています。特定調達契約、これはWTOの対象となるものですが、①から④の費目の合計額に消費税率を乗じて得た額としています。そして、「ただし」の部分で、その額が予定価格の10分の9を乗じて得た額を超える場合には10分の9とし、10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7としています。①から④の合計の10分の9を超えるときは10分の9に下さいというところを決めています。その続きに「また」というのがあり、「また、特別なものについては契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者」、これは発注者になりますが、「契約担当者が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする」といった決め方をしています。これに基づいて算定しているわけですが、調査基準価格は特別なものになるかについては調査基準価格を算定する段階で決めていますので一律に10分の9で上限を設けているものではなく、発注者で10分の7から10分の9の間で設定する必要があるものについては、その間で設定することになります。具

体的には 29 億 2,300 某の金額で入札されたものは、0.9 の金額に相当するものです。あとの 2 者の同額については 0.7 から 0.9 の間で設定した率と一致したという結果となっていますので、制度上の特別なもので判断いただいたものと思っています。

【新井田委員】

調査基準価格は公表されていないですね。

(事務局)

入札段階では公表されません。事後の公表となります。

【新井田委員】

予定価格は公表されているので、調査基準価格の出し方が決まっていればそれなりに近い数字がでてくるということですね。

(事務局)

結果として予定価格を事前公表しているの、類推と言ったらあれですが、その近辺でということにはなろうかと思えます。施工体制確認型、先程国土交通省で取り入れてやっているということですが、大きなところで唯一違うのは、国では予定価格を事前公表していませんが、本県では事前公表しているという事情があります。

【新井田委員】

今回の件とは関係ないが、仮に評価値が同点になった場合はどうなりますか。

(事務局)

まず、評価値で比べて同点の場合には次は入札価格が低いものが落札候補者になるという 2 段階でやります。そちらも同じ場合には、“くじ”による方法ということで、本県では電子入札を行っているので、機械で発生させた電子くじによって落札候補者を決めるというやり方をしています。

【磯田委員】

先程の説明だと、大体金額が分かって出てくるのではないかと思ったのですが、であるならば、最低価格というのもある程度分かって、無効というのも今回 3 者でしていますが、ならないのではないのでしょうか。

(事務局)

最低価格の場合は、最低価格を下回ればその時点で一律に失格とするもので、調査基準価格は、それを下回った場合には、調査の上、施工能力があるかどうかを見るという制度ですので、直ちにその価格以下が失格となるものではないということで、1 段階調査をする段階をとっている制度です。

【渡辺委員長】

最低価格がある程度予想がつくのではないかということで、それを下げる札を入れるということは考えられないのではないかということですね。

【磯田委員】

2 段目の調査まで行くのは分かりますが、ある程度の予想がつくのではないかと。こういう入札を経験している企業であればと思ったものですから。

(事務局)

積算してみないとどの水準にあるのか分からないものですので、予定価格の総額は公表していますが、それぞれの金額、直接工事費であるとか一般管理費、現場管理費の金額は非公表ですので、適正に積算していかないと 0.9 を超えるのか、その下になるかはでてこないと思いますので、そこで、最低のところに入札するものではないと思います。

【渡辺委員長】

予定価格からは推測は難しいと、積算していかないと最低価格は出づらいということでしょうか。

(事務局)

0.9を超えるかどうかというところは1回積算してみないと分からないと思います。

【石川委員】

2点あります。技術評価点の標準点というのがあるがこれはどういうものですか。常に100点というわけではなく変更もあるのでしょうか。

(事務局)

こちらについては、入札参加資格が認められた時点で100点を付与していますので、どの業者も100点となります。

【石川委員】

そうじゃない業者はないということでしょうか。

(事務局)

ありません。その先に進めなくなりますので、後の計算する上での処理というか、比較しやすいように技術的な設定です。

【石川委員】

数量要件計算式の説明がありましたが、104.5m×0.6で62.7mとあるが、四捨五入ではなく切捨てということでしょうか。

(事務局)

上位2桁採用ということで、切捨てということです。

【渡辺委員長】

この件についての質疑はこれで終わります。

[担当部局から説明]

岩手県立大船渡病院大規模改修（建築）工事（資料No.8）

[質疑等]

【山田委員】

今回の入札の参加者数が1者ということで、1億円以上のものを見ると、ときどき1件というのを拝見しますが1者のみというのは、特別なものなのか技術的とか建物の構造上何か非常に特殊なものがあるとか、少なくとも要因というか、こういうのは珍しくないことなのでしょうか、あるいは何か要因があるのでしょうかお聞かせ願いたい。競争といった意味では、なっていないという趣旨ですが。

(医療局)

私どもも1者でということとは想定していませんでした。過去の事例を見ると震災等の影響もあろうかとは思いますが、応札なしという入札も過去多数あったと聞いておりました、本来であれば競争で業者が決定するのがよいことだと思いますが、私どもとしては応札なしということが避けられて1者応札があって安心したところです。ただ、本来の正しい姿ではないということは認識しています。

【山田委員】

前々から震災の影響とか応札がうまくいかないというのを伺っていたので承知しました。こうした1者の場合というのは、技術的な先程のWTO対象のような技術評価といったものについては特にはないということでしょうか。

(医療局)

審査して入札参加可能と判断して入札参加していただいています。

【山田委員】

今回何者か入札があった場合は、先程のNo.7のようにいくつかのところで評価をしてという形になると考えてよろしいでしょうか。

(医療局)

条件付一般競争入札の今回の場合については、点数評価というのは行わないことになっており、ハードルを超えているかという審査は行いますが、点数を落札に反映するのではなく、あくまでも価格で競争することになっています。

【山田委員】

制度的に全体の仕組みがそのようになっているということですね。ハードルを超えたものについて資格があるといったことですね。

【新井田委員】

山田委員のお話にありましたけれども、この病院の工事で、今回の抽出工事ではありませんが、空調設備工事も応札者が1者ということで、資料No.3のところですが、県立高田病院の新築工事と比べると、全体に大船渡病院の改修工事の応札者が少ない。これは何か時期的なものとか考慮できたと思うがいかがでしょうか。

(医療局)

一般的には新築工事と改修工事の技術的な困難度合いが違うということがあり、どちらかというとな新築工事の方がある程度技術的には高い技術力を求められないといったら失礼ですが、より高い技術力を改修工事に求められるということで参加者が少なくなるという状況にあります。

【渡辺委員長】

ほかにないようですので、これでこの件については終わります。

[担当部局から説明]

一般県道姉帯戸田線面岸沢地区道路災害防除工事（資料No.9）

[質疑等]

【渡辺委員長】

8ページの総合評価点算定基準についてですが、これは一般競争入札公告に一体化している書面だと思えますが、これを読んだ方が、どういうことで評価されるかというのは分かるものでしょうか。つまり具体的な点数とか、どういうところで評価されるのかというのが分かるのかどうかですが。

(二戸地域振興センター)

簡易2型ですので、その会社の施工実績の程度、その違いを端的に示せるわけですがけれども、会社に行ってみれば824㎡以上をやったことがあれば配点がもらえるという感じで考えていただけているものと思います。ただ、中には勘違いしてこれ以上ないと参加できないと思う方もいますが、会社が持っている実績に照らし合わせて総合評価調書、特に算定基準をみていただけていると思っています。

【渡辺委員長】

例えば地域精通度等における工事箇所の振興局等管内及び市町村という記載があり、どういうところが評価されるかというのが資料No.9-2をみると分かりますが、災害活動をやっているかどうか、雇用対策をやっているかどうか、地域貢献しているかどうかということが評価される対象になると思

ますが、そういうのは公告をみるだけでは分からないということでしょうか。

(二戸地域振興センター)

具体的なものについては公告に入っていないので、公告と併せてホームページで総合評価の採点の公告が示しています。それと照らし合わせて例えば地域精通度ですと地域内拠点の有無であれば所在市町村、今回の場合ですと一戸町に本社を持っていれば1点加点になる。災害活動の実績についても、管内の振興局、管内での災害活動の実績、これらがあるかどうかというのがそれぞれの会社などで判断していくことになります。

【渡辺委員長】

この入札公告の中でというより、7 ページのその他の(5)のホームページというのは、これを見て確認してくださいという趣旨ですね。

【佐藤委員】

資料No.9-2 の技術提案評価項目 A 配点 10 点の中に地域精通度が入っている意味は何でしょうか。災害活動と技術提案評価項目、細分化していますけれども企業の施工能力だったり配置予定技術者の要件であったり、地域精通度が技術提案評価項目の要素になっている意味合いはどういうことでしょうか。

(事務局)

例規集の 11-5 のページを御覧頂くと、地域精通度等の評価項目について、災害活動実績等に詳細を記載しています。評価項目として振興局管内で災害活動の実績があれば地域に貢献したものと評価しますという意味合いです。また、災害時における応急対策業務に関する協定いわゆる災害協定を締結している業者も評価項目としてうたっておりまして、評価の仕方としては協定を締結している業者については 0.5 点を加点します。さらに災害活動の実績がある業者については評価点を 1 点とします。ということで災害時に地域に貢献した活動に関して地域精通度ということでの評価をしているということで項目に入れているところです。

【渡辺委員長】

地域精通度が評価される理由について知りたいということですよ。

【佐藤委員】

理由というか、これを評価するのは非常に意味があることであって、それを、技術提案と一緒に、つまり企業の施工能力なり配置予定技術者の要件が地域精通度によって上下するわけですよ。本来の技術的力が点数によって。質の高い工事を求めるのであれば精通度という要素を持ってきて質が一緒くたになっている純粋に評価されないおそれが出てこないかと。評価するなら別の項目でやるほうがむしろより質の高い公共工事というものを求める姿になるのではないのでしょうか。

(事務局)

災害活動等の実績等を評価することに関しては、地元でそういう活動をしている業者はかなり地元精通している、更に工事を実施する上では工事場所の地権者が地域に精通した方であれば工事もスムーズに進む、更に地域の気象条件等も分かっているということから地域精通度というものを技術評価に組み入れていると考えて頂ければと思います。

総合評価制度自体が、価格だけではなく業者の色々な活動を評価するということで制度設計されておりまして、地域での活動ということで技術評価点に入っていることが分かりづらいという御質問かと思いますが、総合して加点しましょうということで制度設計されています。

【新井田委員】

資料No.9-2の2ページの審査内容ですが災害活動の実施申告書、無償奉仕活動の実績の地域貢献活動実績一覧表は入札者から提出されたものを確認するだけでしょうか。検証もするのでしょうか。

(二戸地域振興センター)

落札候補になった会社から確認書類の提出を求めまして、その内容について確認した結果、内容が認められるということです。

【新井田委員】

実際にやったかどうかの検証はできないのでしょうか。

(二戸地域振興センター)

事前に土木センターに提出している内容と照らし合わせて内容があっているということで対応しています。

【新井田委員】

無償奉仕活動について、どの程度の活動というか基準はあるのでしょうか。会社の前の雪かきをしたとかそういうのも社会奉仕活動になるのでしょうか。

(事務局)

無償奉仕活動については、道路とかそういったところでゴミ拾いをしたとか公園での清掃をしたとかそういった活動を評価することとしておりまして、年に4回そういう活動をした場合は0.5点が実績になりますし、それを2年間継続して実施しているような実績がある場合はさらに0.5点を加えた1点というふうに加算していきます。

【新井田委員】

活動の規模は問わずということでしょうか。

(事務局)

問いません。無償奉仕ですので、県が管理する公共施設でそのような活動をしている実績があれば評価しています。

【渡辺委員長】

ほかにはないでしょうか。それではこれで終わります。

[担当部局から説明]

釜石漁港水産流通基盤整備（魚河岸駐車場）工事（資料No.10）

[質疑等]

【磯田委員】

工事の業者を選定してということですが、もう既に2つの工事をやっているということで、もうできないとなったときには競争入札になるのでしょうか。

(沿岸広域振興局経営企画部)

先行しているところにそういう条件になったことから、今回随意契約の相手として特定したものです。仮にできないということであれば一般競争入札でだすこともあるでしょうし、随意契約で何者か選定して出すこともあるかもしれません。結果的には、不利になるという理由で特命随契ということで落札して決定したところでは。

【菊池委員】

この工事の前に荷捌き施設工事を行っていて今回駐車場工事ということですが、なぜ一緒に発注されなかったのでしょうか。釜石市と岩手県とで分けて契約を行った理由は何ですか。

(沿岸広域振興局経営企画部)

荷捌き施設は釜石市が発注した工事で駐車場工事は県が発注した工事です。一緒にやらなかったことについては、基本的に釜石漁港は県の管理する漁港ですので、本来県が工事を行うこととなりますが、荷捌き施設については県と釜石市が協議し、釜石市が施設を整備することとして、それについて水産庁に協議して実施しているものです。舗装工事は外構工事なので、建物ができた後に最後に実施する工事ですので工事の期間が違うことから建物の方を先に発注したということです。

【菊池委員】

荷捌き施設工事は入札執行でしょうか。

(沿岸広域振興局経営企画部)

釜石市では一般競争入札で発注しています。ちなみに防潮堤工事その 3 工事についても県の工事で発注していますが、総合評価落札方式一般競争入札で発注した結果、この業者が落札したものです。

【渡辺委員長】

荷捌き施設を釜石市ですることになったのは復興予算の関係でしょうか。

(沿岸広域振興局水産部)

水産庁に整備計画書を提出していますが、震災以前から荷捌き所は釜石市が整備して駐車場は県で整備するというような協議をしていて、その中で水産庁に提出した計画書に盛込んでおり、震災以前からこういった条件ができているという状況です。

【渡辺委員長】

ほかに質問がなければこれで終わらせていただきます。

それでは、これをもちまして審議案件はすべて終了ということになります。本日の抽出事案の審議を通じて、入札制度に関して改善を求めたいということはありませんか。

改善を求めるといふ点はなしということによろしいでしょうか。それでは議事に 2 については終わりいたします。

(3) 県営建設工事に係る入札の取止めの状況及び落札率について

[事務局から説明]

県営建設工事に係る入札の取止め状況及び落札率について (資料 No.11、12)

[質疑等]

なし

6 その他

(事務局)

当委員会は、東日本大震災津波の発災に伴い、平成 24 年度以降、当面、9 月と 2 月の年 2 回の開催としている。

来年度においてもこの取扱を継続し、次回開催は 9 月となりますことを御了承いただきたい。

また、次回の工事審議案件の抽出を山田委員にお願いすることとなりますので、よろしく願います。

7 閉会

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会を閉会します。